

日本行動計量学会 研究部会規約

日本行動計量学会では、研究活動の活性化をはかるため、研究部会を設け、活動経費の助成を行っています。研究部会には、一定地域での研究推進活動や研究普及活動を主な目的とする地域部会、および、オリジナリティーに富んだ研究成果を挙げることを目的とする研究グループがあります。活動経費は、地域部会については1部会上限5万円程度、研究グループは1部会5万円(採択件数は優れた研究計画若干)です。地域部会については、都心部から東京近郊までを主たる活動地域とする部会を考慮していません。研究部会の募集は12月号会報に掲載し(締め切りは1月末頃)、採否の審査結果を、4月初旬にお知らせする予定です。規約は以下の通りです。

1. 研究部会の種類

研究部会の種類を次の2種類とする

- 1.1 地域部会
- 1.2 研究グループ

2. 研究部会の活動内容

2.1 地域部会

(1) 一定の地域での研究推進活動や研究普及活動を主な目的とし、以下の条件に合うこと。

- ・年間4回以上の会合を計画している。
- ・各回10人以上の参加が見込まれる。

2.2 研究グループ

(1) オリジナリティーに富んだ研究成果を挙げる計画を有する。

3. 研究部会の活動期間

3.1 地域部会

(1) 4年とする。

3.2 研究グループ

(1) 2年とする。

4. 研究部会の活動上の義務

4.1 地域部会

- (1) 年間4回以上の会合を開催(各回10人以上の参加が望ましい)する。
- (2) その地域での、行動計量シンポジウム(1回以上/2年度)での発表(運営委員会が協力する)を行う。
- (3) 毎年度末に活動報告(会報用[800-900字])を運営委員会へ提出し、併せて、次年度も活動するかどうかを申し出る。
- (4) 採択後、速やかにホームページを立ち上げる。
- (5) 4年目の年度末(次年度活動をする旨の申告をしなかった場合は、その年度末)に、(3)の報告とともに活動報告(「行動計量学」用[3,000-4,000字])を運営委員会へ提出する。

4.2 研究グループ

(1) 採択後2年以内に、大会における特別セッションにおいて、または、行動計量シンポジウム(運営委員会

が協力する)において, 研究成果を発表する.

(2) 毎年度末に活動報告(会報用[800-900 字])を運営委員会へ提出し, 併せて, 次年度も活動するかどうかを申し出る.

(3) 採択後, 速やかにホームページを立ち上げる.

(4) 2 年目の年度末(次年度活動をする旨の申告をしなかった場合は, その年度末)に, (2) の報告とともに活動報告(「行動計量学」用[3,000-4,000 字])を運営委員会へ提出する.

5. 研究部会の構成

5.1 地域部会

(1) 代表者 1 名(会員)をおく.

(2) 一定の地域に勤務または在住する 10 名以上を主たる構成員とし, 構成員の過半数は会員であること.

5.2 研究グループ

(1) 代表者 1 名(会員)をおく.

(2) 6 名以上の構成員を有し, その過半数は会員であること.

なお, 地域部会, 研究グループを問わず, 同一人が複数の研究部会の代表者になることはできない. ただし, 同一人が複数の研究部会の構成員となることは妨げない.

6. 研究部会の活動経費と会計報告

6.1 地域部会

(1) 採択された研究部会に対し, 学会予算より年度毎に所定額の補助金を給付する.

(2) 補助金は, 地域部会においては研究推進活動や研究普及活動に直接必要な経費に充当する.

(3) 代表者は, 毎年度末に領収証を添付した会計報告を運営委員会宛に提出しなければならない.

6.2 研究グループ

(1) 採択された研究部会に対し, 学会予算より年度毎に所定額の補助金を給付する.

(2) 補助金は, 研究活動に直接必要な経費に充当する.

(3) 代表者は, 毎年度末に領収証を添付した会計報告を運営委員会宛に提出しなければならない.

7. 研究部会の継続

7.1 地域部会

(1) 4 年(1 期)経過後には, 同一名称で研究部会の継続を申請することができる. ただし, 代表者は, 2 期連続してその任にあたることができない.

7.2 研究グループ

(1) 2 年(1 期)経過後(延長を申請しなかった場合は 1 年経過後)には, 同一名称で研究部会の継続を申請することはできない.